

老後の生活を安心サポート！



農業者年金

3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます！

60歳未満

国民年金
第1号被保険者

年間60日以上
農業従事

- 特徴1 少子高齢時代に強い年金です
- 特徴2 通常加入なら、保険料の額は自由に選べます
- 特徴3 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります
- 特徴4 公的年金ならではの税制上のメリットがあります
- 特徴5 終身年金で80歳までの保証付き



一般社団法人 石川県農業会議

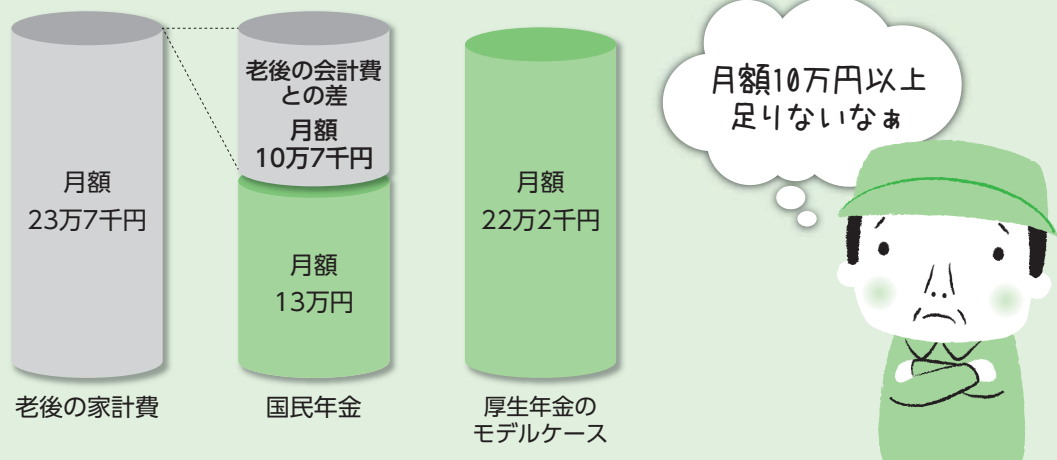
老後の備えを考えましょう

国民年金だけでは老後生活は厳しい 不足解消に「農業者年金」を!

国民年金の年金額は、保険料を20歳～60歳まで40年間納めた人で、夫婦2人では月額約13万円、年額で約156万円となります。

農業者の老後の家計費は、現金支出で夫婦2人、月額23万7千円、年額約284万円程度かかっています。(平成26年度総務省家計調査 高齢夫婦無職世帯をもとに推計)

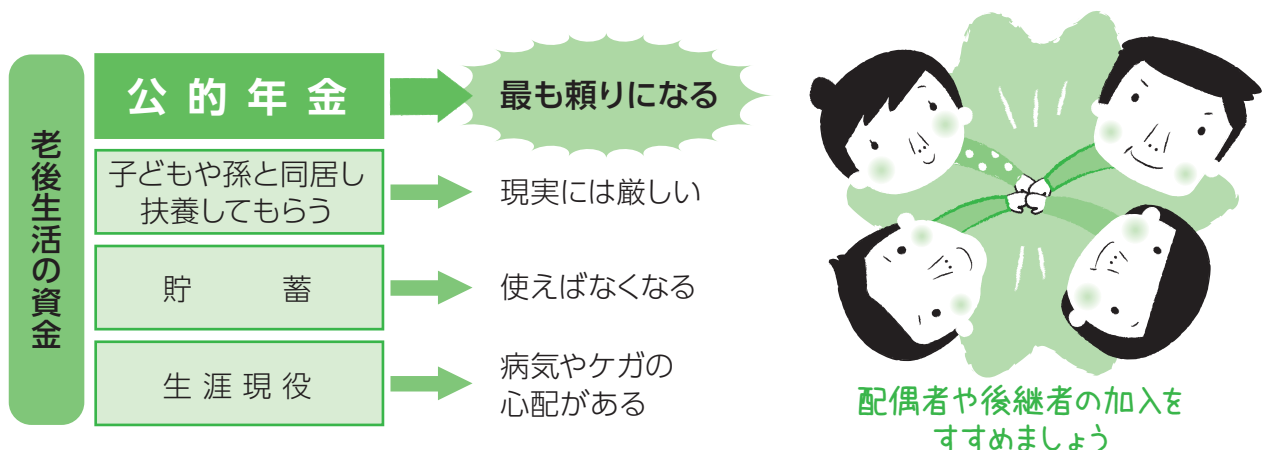
老後の家計費や厚生年金のモデルケースと国民年金の比較（夫婦2人）



例えば…

『貯金』は、使えばなくなり、『保険』は、病気や死亡時にしか支払われませんが、

『年金』は、生きている限り、決まった額が定期的に支払われます。



夫婦2人で月額10万円が不足

➡ 「農業者年金」で上乗せ!

特徴 1

少子高齢時代に強い農業者年金 〈積立方式・確定拠出型〉

① 積立方式

加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われる。

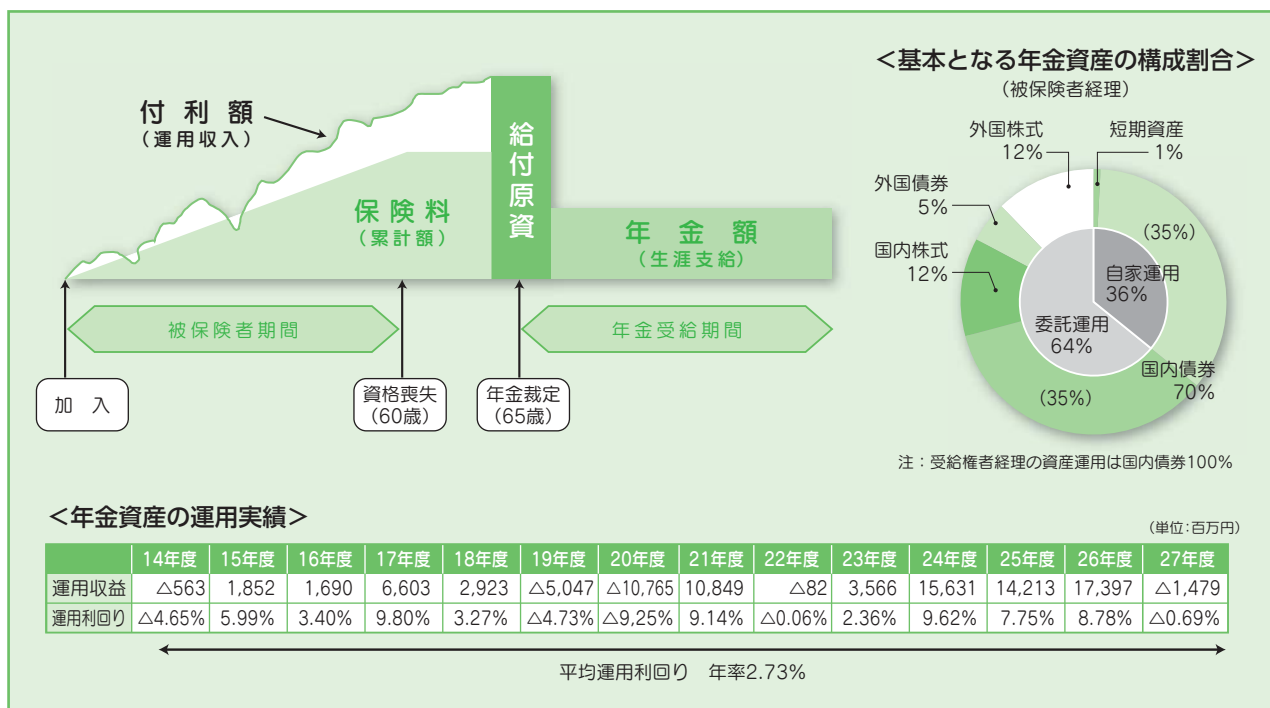
【加入者の保険料の使途】

- 積立方式：将来の自らの年金給付費
- 賦課方式：その時々の高齢世代の年金給付費

② 確定拠出型

自ら納めた保険料と、その運用収入に応じて、将来受け取る年金額が事後的に決定

- ➡ 現役の加入者の保険料に依存しない
- ➡ 加入者数・受給者数等に左右されにくい



ちょっと一言

他にも、農業者年金の運用に関しては、次のようなメリットがあります。

- 一般保険会社の年金では加入者が手数料（人件費、店舗費用等の運営経費等）を負担するのが一般的ですが、農業者年金は加入者の方に手数料を負担していただいていません（基本的に国費で賄っています）。納めていただいた保険料の全てが年金資産に算入されます。
- 一般の預貯金等の利子には税金がかかっていますが、年金資産の運用益は、税制上非課税となっていますので、その分年金原資が多くなります。



農業者なら広く加入できる農業者年金 〈脱退も自由〉

(1) 加入資格

- ① 20歳以上60歳未満
 - ② 国民年金の第1号被保険者
 - ③ 年間60日以上農業に従事する者
- ※ 農地を持たない「配偶者」や「後継者」も加入できる

➔ **年金は一人ひとり
自分のためにかけることが重要！**

年金原資
積み立て

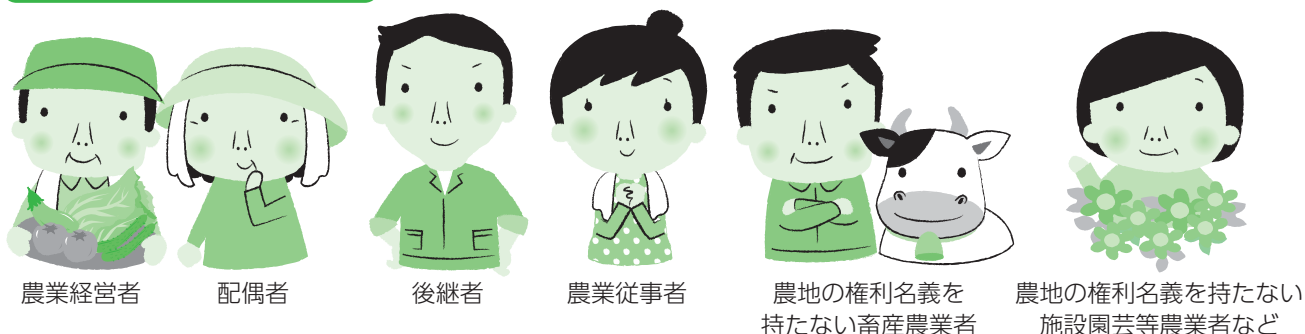


(2) 加入は任意制で脱退は自由

加入も任意ですが、脱退も「自由」です。

脱退された場合は、加入期間にかかわらず（例え1カ月の加入でも）、将来年金として支給。

こんな人が加入できます



農業経営者

配偶者

後継者

農業従事者

農地の権利名義を
持たない畜産農業者

農地の権利名義を持たない
施設園芸等農業者など

農 業 法 人 農業者年金は、厚生年金の適用を受けない国民年金の第1号被保険者が加入対象となりますので、厚生年金の適用事業所となった農業法人の方は加入できません。

集落営農組織 ①法人化されていない集落営農組織に参加した農業者は、農業者年金に加入できますし、②集落営農組織が従事分量配当制の農事組合法人になった場合には、その従業員となっても税法上は確定給与の支給に該当しないため、厚生年金の適用とならず、農業者年金に加入できます。

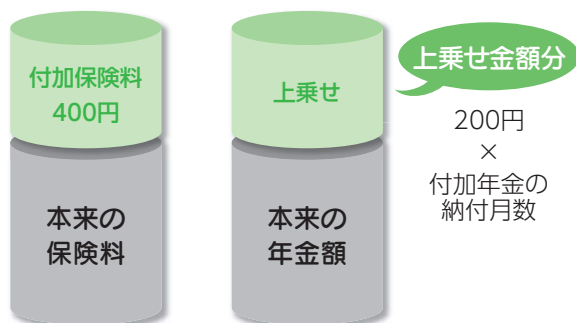
農業者年金の加入



国民年金付加年金への加入

<付加年金の納付額と年金額>

納付額(月額) ➔ 将来受け取る年金額(年額)



<付加年金の保険料と上乗せ額>

年数	付加年金保険料	付加年金の上乗せ分
10年間	48,000円 (月額400円×12ヵ月×10年)	毎年24,000円
20年間	96,000円 (月額400円×12ヵ月×20年)	毎年48,000円
30年間	144,000円 (月額400円×12ヵ月×30年)	毎年72,000円
40年間	192,000円 (月額400円×12ヵ月×40年)	毎年96,000円

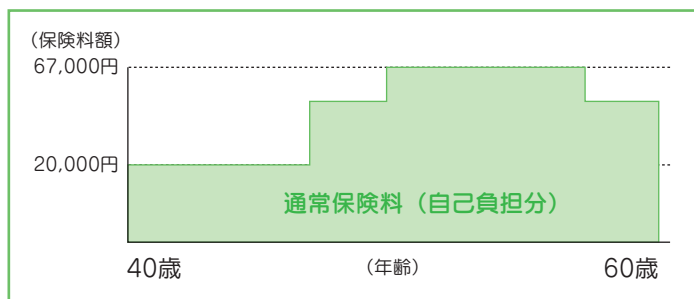
**2年間付加年金をもらえば保険料相当分
が給付される有利な仕組み**

特徴 2

保険料額は自由に決められる

〈通常加入〉

- ① 保険料額は20,000円～67,000円まで千円単位で加入者が決める
※ただし、後述の国庫助成を受ける者は20,000円で選択不可
- ② 保険料はいつでも（毎月）変更も可能



特徴 3

農業の担い手には保険料の国庫補助あり

〈政策支援加入〉

以下の要件を満たせば、月額2万円のうち1万円から4千円の保険料助成が受けられます。
(政策支援を受ける者は保険料の月額は2万円で選択不可)

① 補助対象者

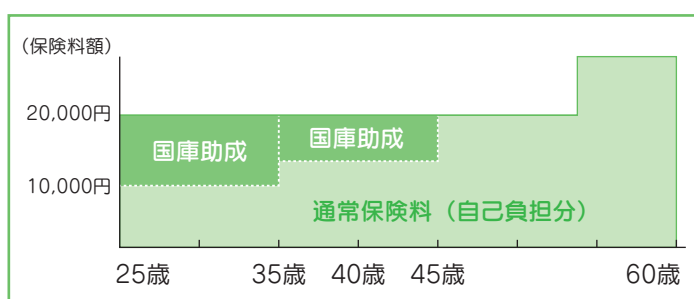
- ア. 20年以上加入が見込まれる（原則40歳未満での加入）
- イ. 農業所得が900万円以下（配偶者、後継者の場合は給料等）
- ウ. 次の表の必要な要件に該当すること

＜保険料の国庫補助対象者と補助額＞

区分	必 要 な 要 件	国 庫 補 助 額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

② 補助期間

- ア. 35歳未満は、要件を満たしている全ての期間
- イ. 35歳以上は10年間を限度
- ウ. 通算して最大20年



特徴 4

税制面で大きな優遇

〈保険料の全額が社会保険料控除〉

(1) 社会保険料控除による節税

➡ 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象。

【節税効果の試算例】

課税所得額が150万円 (税率15.1%) の場合の税額

① 農業者年金に未加入：150万円×15.1%=226,500円

② 農業者年金に加入：(150万円－24万円=126万円)×15.1%=190,260円
(保険料月額2万円)

①－②＝36,240円<節税額>

【参考①】 課税対象所得と税率 (所得税・住民税)

課税対象所得	税率 (所得税・個人住民税)	
195万円以下	15.1% = 所得税5% +	個人住民税10% + 復興特別所得税 (所得税額の2.1%)
195万円超～330万円以下	20.2% = 所得税10% +	
330万円超～695万円以下	30.4% = 所得税20% +	
695万円超～900万円以下	33.5% = 所得税23% +	
900万円超～1,800万円以下	43.7% = 所得税33% +	
1,800万円超	50.8% = 所得税40% +	

(注) 税率は小数点第2位四捨五入

【参考②】 保険料支払いによる節税効果 (所得税・住民税)

税率	加入者の支払った保険料		
	月額10,000円 (年額120,000円)	月額20,000円 (年額240,000円)	月額67,000円 (年額804,000円)
15.1%	18,000円	36,000円	121,000円
20.2%	24,000円	49,000円	162,000円
30.4%	37,000円	73,000円	245,000円

(2) 年金資産の運用益も非課税

➡ 一般の預貯金の利子には20%の税金がかかるが、農業者年金の運用益は非課税

(3) 受け取る年金も公的年金等控除の対象に

➡ 65歳以上の方なら、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税

保険料の全額社会保険料控除など
税制面の優遇措置があります

節税効果が
高い!



■ 特徴 5

農業者年金は終身年金

〈80歳までに死亡の場合は一時金が支給〉

(1) 通常加入 (国庫補助なし) の年金受給

① 農業者老齢年金 (自ら支払った保険料分)

加入者全員が受け取る「農業者老齢年金 (自己負担分)」は自ら支払った保険料とその運用益を基礎として、65歳から終身 (生涯) 受け取ることができます。(60歳まで繰り上げも可)

➡ 農業者年金は終身年金！ 一生涯受け取れる！！

〈受給イメージ〉

保険料+運用益



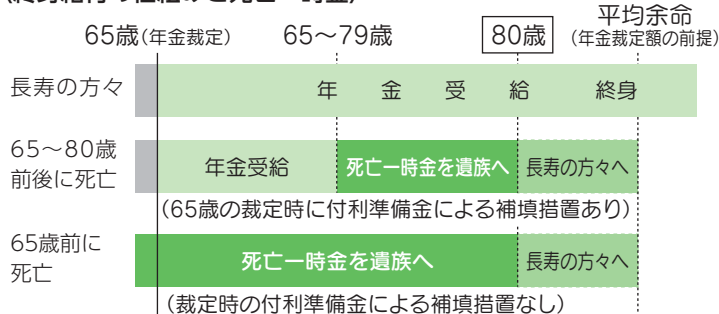
農業者老齢年金

② 死亡一時金

仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が「死亡一時金」として遺族に支給されます。

ただし、加入した年齢や亡くなった年齢、運用収益等により、死亡一時金が払い込んだ保険料を下回ることもあります。

〈終身給付の仕組みと死亡一時金〉



(注) 65歳の年金裁定以前の年金繰上げ支給及び死亡一時金には、付利準備金による補填は適用されません。

農業者年金の年金支給額の試算 (保険料月額2万円、運用利回り2.5%の場合)

加入年齢	納付期間	保険料総額	性別	年金額 (年額)
20歳	40年	960万円	男性	79万円
			女性	66万円
30歳	30年	720万円	男性	52万円
			女性	44万円
40歳	20年	480万円	男性	31万円
			女性	26万円
50歳	10年	240万円	男性	14万円
			女性	12万円

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.50%となった場合の通常加入の試算です。

※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の13年間 (H26まで) の運用利回りの平均は、年率3.00%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成28年度は0.50%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

(2) 政策支援加入（国庫補助あり）の年金受給

① 農業者老齢年金（自己負担分）と特例付加年金（国庫補助分）

政策支援加入者が受け取る年金には、自ら支払った保険料に対する「農業者老齢年金（死亡一時金）」と、国庫補助に対する「特例付加年金」があります。

② 特例付加年金の受給

【受給要件】

- 保険料納付済期間が20年以上（カラ期間含む）
- 農業経営から引退（経営継承）

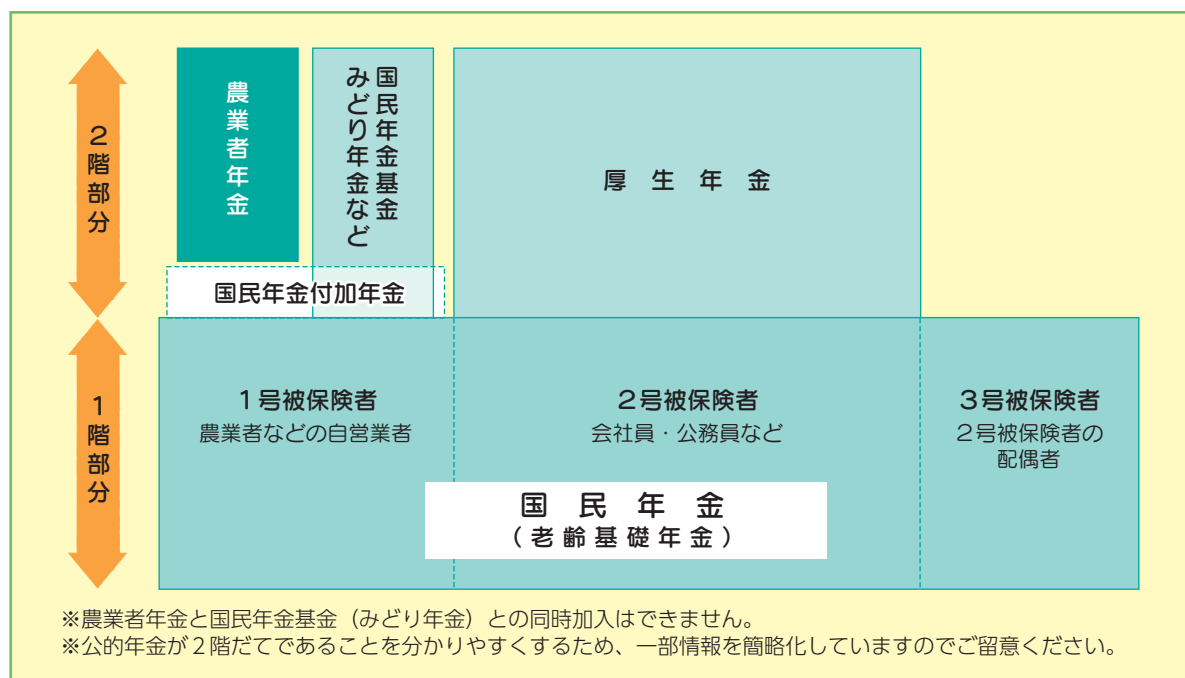
【受給時期】

- 65歳までに経営継承すれば65歳から（早期に経営継承すれば60歳まで繰り上げ可）
- 65歳以降に経営継承すれば、その翌月から

〈受給イメージ〉



■ 〈参考〉 農業者と年金（主なもの）



農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、
最寄りの農業委員会またはJAへお問い合わせください。

一般社団法人 石川県農業会議

〒920-0362 金沢市古府1丁目217番地 農業管理センター内
TEL 076-240-0540(代) FAX 240-0544